

SL26000 書式ベーシック 不動産登記法 上 第15版

ページ	該当箇所	誤	正	更新年月
212	二 財産分与による所有権移転に関する検討 1. 前提の知識 財産分与による所有権移転登記 4行目	離婚の時から2年以内に、当事者は家庭裁判所に対して、協議に代わる処分を請求することができる	離婚の時から5年以内に、当事者は家庭裁判所に対して、協議に代わる処分を請求することができる	26/6